

答申第 945 号

諮問第 1286 号

件名：青少年によい本をすすめる県民運動実施要綱等の開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、同表の 3 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 1 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 3 月 25 日付けで行った開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

開示請求に係る実績が記載されている文書の存否が明らかにされていない。対象となる行政文書を特定して、決定等の処分がされていない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求について

ア 別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）に係る開示請求について

請求 1 に係る開示請求書の欄外には、「社会活動推進課に対する開示請求」と明記されており、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、「青少年によい本をすすめる県民運動の計画及びその実績が記載されている文書 H24 年度 H25 年度」と記載されていた。

開示請求書に記載されている「青少年によい本をすすめる県民運動」は、愛知県県民生活部社会活動推進課（当時。以下「社会活動推進課」という。）において毎年取りまとめ、公表している「愛知県子ども・若者施策の概要」（以下「施策の概要」という。）のうち「子ども・若者施策と予算」（以下「施策と予算」という。）に掲載されている事業であり、

読書を通じて青少年の健全育成を図るため、県及び愛知県青少年育成県民会議が主催し、愛知県書店商業組合等の協賛により実施している事業である。

よって、請求 1 に係る請求対象文書は、平成 24 年 4 月 1 日から請求 1 に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 9 日までの間に社会活動推進課が作成又は取得した文書のうち、「青少年によい本をすすめる県民運動」に係る計画及び実績が記載されている文書と解した。

イ 請求 2 に係る開示請求について

請求 2 に係る開示請求書の欄外には、「社会活動推進課に対する開示請求」と明記されており、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、「国際交流活動の推進の計画及びその実績が記載されている文書 H24 年度 H25 年度」と記載されていた。

開示請求書に記載されている「国際交流活動の推進」は、施策の概要のうち、施策と予算の「施策の基本的方向」として記載されているものである。

よって、請求 2 に係る請求対象文書は、平成 24 年 4 月 1 日から請求 2 に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 9 日までの間に社会活動推進課が作成又は取得した文書のうち、施策の概要に記載されている「国際交流活動の推進」に関する事業に係る計画及び実績が記載されている文書と解した。

(2) 本件行政文書を特定した理由について

ア 請求 1 について

「青少年によい本をすすめる県民運動」は、前記(1)アに記載のとおり県及び愛知県青少年育成県民会議が主催し、愛知県書店商業組合等の協賛により実施している事業である。

社会活動推進課は、愛知県青少年育成県民会議の事務局も兼ねており、青少年によい本をすすめる県民運動に係る事務を行っている。

当該事業の実施に当たっては、実施機関を始め、県及び関係団体並びに市町村等が行う実施事項等を定めた実施要綱に基づき事業を実施しているものの、これ以外に事業を実施する際に定めているものは作成していない。

また、当該事業については、読書感想文の募集案内及びその応募状況について記者発表をしており、応募状況の記者発表資料では、応募総数を始め個人応募者数、学校種類別の学校単位応募数等について記載している。

これらのことについて、平成 26 年 3 月 17 日に開示請求者である異議申立人に電話により説明をしたところ、別表の 3 欄に掲げる文書 1-1

(以下「文書 1-1」という。文書 1-2 以下も同様とする。) 及び文書 1-2 でよいことを確認したため、文書 1-1 及び文書 1-2 を特定した。なお、募集案内や応募状況の文書については、公表されている資料であることから、愛知県情報公開条例第 7 条各号の不開示情報に該当しないと判断し、開示決定文書の対象とせず、情報提供にて対応した。

イ 請求 2 について

本件請求 2 に係る開示請求書に記載されている「国際交流活動の推進」は、前記(1)イに記載のとおり施策の概要のうち、施策と予算の「施策の基本的方向」として記載されている。この「国際交流活動の推進」に該当する事業のうち、社会活動推進課において計画を策定し、その実績がある事業として、タイ日親善クラブ国際交流使節団の表敬訪問がある。

この事業は、タイ日親善クラブ国際交流使節団であるタイの青少年が、来日する行程の一部として本県を訪問することから、県として迎え入れをすることとし、相互理解及び友好親善を図ることを目的として年に 1 度実施している。

その内容は、相互の紹介及び代表者挨拶並びに懇談、記念品の贈呈等である。

事業に係る計画及び実績に当たる文書としては、表敬訪問当日の進行要領及び配席図並びに贈呈物品の仕様書がある。

これらのことについて、平成 26 年 3 月 17 日に開示請求者である異議申立人に電話により説明をしたところ、文書 2-1 から文書 2-6 まででよいことを確認したため、文書 2-1 から文書 2-6 までを特定した。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 本件行政文書の内容について

(ア) 請求 1 について

請求 1 に係る開示請求は、社会活動推進課が管理する文書のうち、平成 24 年度及び平成 25 年度に係る青少年によい本をすすめる県民運動の計画及びその実績が記載されている文書を求めるものであると解される。

当審査会において、文書 1-1 及び文書 1-2 を確認したところ、青少年によい本をすすめる県民運動において県及び関係団体並びに市町村等が行う実施事項等に関する記載があることが認められた。

(イ) 請求 2 について

請求 2 に係る開示請求は、社会活動推進課が管理する文書のうち、平成 24 年度及び平成 25 年度に係る国際交流活動の推進の計画及びその実績が記載されている文書を求めるものであると解される。

当審査会において、文書 2-1 から文書 2-6 までを確認したところ、国際交流活動の推進に該当する事業であるタイ日親善クラブ国際交流使節団の表敬訪問が平成 24 年 4 月及び平成 25 年 4 月に行われた際の表敬訪問当日の進行要領及び配席図並びに贈呈物品の仕様書であることが認められた。

イ 対象行政文書の特定について

異議申立人は、実績が記載されている文書の存否が明らかにされておらず、対象となる行政文書が特定されていない旨主張している。

(ア) 請求 1 について

実施機関によれば、社会活動推進課の職員が、開示請求者である異議申立人に電話により文書 1-1 及び文書 1-2 の実施要綱に基づき事業を実施しているもののこれ以外に事業を実施する際に定めているものは作成していない旨や応募状況の記者発表資料では応募総数を始め個人応募者数、学校種類別の学校単位応募数等について記載している旨の説明をしたところ、開示請求者の了解を得た上で、文書 1-1 及び文書 1-2 について開示決定を行うことに加えて、応募状況の記者発表資料について別途情報提供することで対応することを合意したとのことであった。

文書 1-1 及び文書 1-2 の内容が前記ア(ア)のとおりであること並びに別途情報提供することとした資料の内容及び当時の担当者が作成した資料から上記のような合意が当該開示請求者との間であったことからすれば、実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 請求 2 について

実施機関によれば、社会活動推進課の職員が、開示請求者である異議申立人に電話により「国際交流活動の推進」に該当する事業のうち、

社会活動推進課において計画を策定し、その実績がある事業として、タイ日親善クラブ国際交流使節団の表敬訪問があり、当該事業に係る計画及び実績に当たる文書としては、表敬訪問当日の進行要領及び配席図並びに贈呈物品の仕様書がある旨の説明をしたところ、それらの文書でよいことを確認したとのことであり、文書 2-1 から文書 2-6 までの内容は前記ア(イ)のとおりであること、別途情報提供することとした資料の内容及び当時の担当者が作成した資料から上記のような合意が当該開示請求者との間であったことからすれば、実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定して開示としたことに誤りはないものと認められる。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 開示請求の内容	3 行政文書の名称
1	社会活動推進課に対する開示請求 青少年によい本をすすめる県民運動の計画及びその実績が記載されている文書 H24 年度 H25 年度	文書 1-1 第 51 回「青少年によい本をすすめる県民運動」実施要綱 文書 1-2 第 52 回「青少年によい本をすすめる県民運動」実施要綱
2	社会活動推進課に対する開示請求 国際交流活動の推進の計画及びその実績が記載されている文書 H24 年度 H25 年度	文書 2-1 平成 24 年度 タイ日親善クラブ国際交流使節団表敬訪問進行要領 文書 2-2 平成 24 年度 タイ日親善クラブ国際交流使節団表敬訪問 配席図 文書 2-3 平成 24 年度 「タイ日親善クラブ国際交流使節団」愛知県表敬訪問用贈呈物品 仕様書 文書 2-4 平成 25 年度 タイ日親善クラブ国際交流使節団表敬訪問進行要領 文書 2-5 平成 25 年度 タイ日親善クラブ国際交流使節団表敬訪問 配席図 文書 2-6 平成 25 年度 「タイ日親善クラブ国際交流使節団」愛知県表敬訪問用贈呈物品 仕様書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 6. 18	諮問
28. 5. 19	実施機関から開示理由説明書を受理
28. 5. 24	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 5. 25 (第489回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
29. 8. 23 (第529回審査会)	審議
29. 9. 12 (第531回審査会)	審議
30. 5. 25 (第550回審査会)	審議
2. 7. 9 (第597回審査会)	審議
2. 8. 14	答申